

平成 31 年度 事業計画書

公益社団法人羽曳野市シルバー人材センター

少子高齢化が確実に進行し続けている我が国において、労働力人口もそれに伴い減少傾向にあります。このような社会情勢の中、働く意欲のある高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし年齢にかかわらず活躍し続けることができる「生涯現役社会」を実現することがますます重要となり、その受け皿としての「シルバー人材センター」に対し重要な役割を担い地域社会の期待は一層大きなものとなっています。

しかし、再雇用や雇用延長などの影響で会員数は伸び悩みの傾向が続き、会員の平均年齢も高くなり、働きたいと思っている高齢者は増えてきていますが、実際に働かされている人は、なかなか増えない状況であります。

このような中、地域の労働力不足の担い手としての役割を果たすため、会員数の拡大・増強に努め、高齢者の多様化する就業ニーズに応えられる、公共の利益・サービスを担えるセンターを目指すと共に更なる自主的運営の強化を図り、次の事業を実施します。

基本方針

- (1) 就業開拓提供事業を行います。
- (2) 普及啓発事業を行います。
- (3) 独自事業を行います。
- (4) 研修・講習会事業を行います。
- (5) 調査研究事業を行います。
- (6) 相談事業を行います。
- (7) 安全・適正就業推進事業を行います。
- (8) 職業紹介事業を行います。
- (9) 労働者派遣事業を行います。

1. 事業実施計画

(1)就業開拓提供事業について

- ①市内新規事業所、自治会、公共施設等を訪問し、会員の希望職種や技能・資格等の人材リストを活用する等、就業機会開拓推進員による新たな就業機会の開拓・拡大を行います。
- ②空家・空地の管理事業や高齢者家庭をはじめ一般家庭へのサポートサービスを全市に、PR し事業拡大に努めます。
- ③介護職員初任者研修を実施し、介護部門での就業拡大に努めます。
- ④遊休農地を活用した農園事業・貸農園事業を実施し、地域の活性化に努めます。
- ⑤毎月、就業情報を発行し就業機会の提供を行います。
- ⑥「就業基準要綱」によるワークシェアリング・ローテーション就業の推進に努めます。

⑦発注者のニーズにより請負・委任事業、職業紹介事業、労働者派遣事業など就業形態を提案し、就業機会の拡大に努めます。

⑧介護予防・日常生活支援事業を実施し、女性会員の就業機会の拡大に努めます。

(2)普及啓発事業について

①センターの活動内容・事業趣旨等を幅広く普及させ、理解していただくため、リーフレット、パンフレット、会報「シルバー羽曳野」、ホームページ、市広報紙等を活用し効果的にPRします。

②入会説明会の回数を増やし、個別訪問説明会を実施し会員拡大に努めます。

③会員拡大推進員による広報活動等を行い会員拡大に努めます。

④「センター連絡所」・「家事援助利用相談所」を通じ、センターのシステムや事業内容等の普及に努めます。

⑤10月の普及啓発促進月間中に「シルバーの日」を設け、清掃奉仕等を実施すると共に市主催のボランティア活動やイベントに協賛しPRします。

⑥事務局だよりを発行し情報を提供します。

⑦会報「シルバー羽曳野」への投稿を会員以外にも依頼する。また、事業PRも載せ、市内公共施設14か所に配置するなど一般市民にセンターを理解していただけるよう努めます。

⑧女性会員が非常に少ないため女性会員の拡大に努め、チラシ配布等でPRします。

(3)独自事業の実施について

①自転車リサイクル事業として廃棄自転車のリサイクル販売、自転車修理店の運営を行い、会員に就業の場を作り事業拡大を図ります。

②腐葉土事業として剪定枝チップから腐葉土製造・販売し、会員に就業の場を作り事業拡大を図ります。

③農園事業としてシルバー農園を運営し、野菜の栽培・販売を行い、会員に就業の場を作り事業拡大を図ります。

④いちご栽培事業としてシルバーいちご農園を運営し、いちご栽培・販売を行い、会員に就業の場を作り事業拡大を図ります。

⑤貸農園事業を実施し市民や会員に多く利用してもらい、事業拡大を図ります。

⑥介護職員初任者研修事業を実施し市民や会員に多く利用してもらい、福祉に貢献し事業拡大を図ります。

⑦新たな事業について企画や提案等を募り、事業化できるよう検討します。

(4)研修・講習会事業について

①研修や技能講習等による会員の技能及び知識の向上に努めます。

(5)調査研究事業について

①事業の拡充や円滑な運営を図るため、必要に応じ調査研究を行います。

(6)相談事業について

- ①毎月入会説明会を開催し、会員拡大に努めます。
- ②毎月未就業者相談を行い円滑な就業機会の提供を行い、就業率の向上に努めます。
- ③女性就業拡大推進員による女性会員の職域拡大のため、女性の集いや就業相談等を行います。また、楽しく集える機会の検討を行います。

(7)安全・適正就業推進事業について

- ①就業会員に安全就業と市特定健康診査・後期高齢者健康診査の受診を呼びかけ、受診票の写しの提出をしてもらい、会員自らの健康チェックを呼びかけます。
- ②自転車利用の注意を呼びかけ、自転車保険の加入を推進します。
- ③就業器具の自主点検、安全保護具の着用、自らの就業状態についての点検を呼びかけ安全就業に対する自覚を促します。
- ④安全標語を募り、事務局だよりに掲載し安全就業を呼びかけます。
- ⑤会報に健康や安全就業に関する記事を掲載します。
- ⑥定期的に安全委員会を開催し安全対策について検討します。
- ⑦就業会員に就業前に確認する安全点検シートを各会員作成するように自主管理を呼びかけます。

(8)職業紹介事業について

- ①法に基づく職業紹介事業を行い、臨時的・短期的な就職を斡旋します。

(9)労働者派遣事業について

- ①適正就業の推進等必要に応じ、臨時的・短期的な労働者派遣事業を実施します。
- ②労働者派遣事業での就業機会の拡大に努めます。

2. 自主運営体制の充実及び就業体制の強化について

- ①担当部会を開催し各部門の事業について検討すると共に、部会間の連携を密にし、効率的な活動を行います。
- ②近隣センターとの連携や調整を図り、広域的な就業機会の開拓・情報収集に努めます。
- ③会員の自主・自立的な就業・接遇・マナーなど、質の向上を目指します。
- ④全シ協・近シ協・大シ協・中部シ協の各協議会と連絡調整を行い、各研修会等に参加し相互研鑽に努めます。
- ⑤先進シルバー人材センターとの情報交換を行い事業の拡充に努めます。